

1 「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」が更新されます

現在お持ちの保険証（黄色）の有効期限は、平成 22 年 7 月 31 日までです。

新しい保険証（オレンジ色）は 7 月中旬に簡易書留郵便にて送付しますので、平成 22 年 8 月 1 日から新しい保険証をお使いください。

なお、新しい保険証に記載してある一部負担金の割合は、平成 22 年度の市・県民税の課税所得をもとに判定しています。



8 月 1 日から
新しい保険証（オレンジ色）です！

2 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」お持ちですか？

世帯の全員が市・県民税非課税の人を対象に、入院した際に窓口で負担する医療費と食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

入院中（予定）の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、健康生活課高齢者医療係で申請してください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を持っている人で、平成 22 年 8 月 1 日以降も所得区分に変更がない人には、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）を新しい保険証と合わせて送付しますので、申請は不要です。



●入院時の一部負担金と食事代

	一部負担金の上限額	食事代（1 食あたり）
現役並み所得者	80,100 円 + （総医療費 - 267,000 円）× 1%	260 円
	4 回目から 44,400 円（※2）	
一 般	44,400 円	260 円
低所得Ⅱ（※1）	24,600 円	入院日数が 90 日まで 210 円
		過去 12 カ月の入院日数が 91 日以上の場合 160 円
低所得Ⅰ（※1）	15,000 円	100 円

申請が必要なのは
減額されるには

（※1）低所得Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税の人

低所得Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が 0 円の人
（年金収入のみの場合は、80 万円以下の人）

（※2）過去 12 か月間に 4 回以上の高額療養費の支給を受ける場合の 4 回目からの上限額です。

3 平成 22 年度の保険料が決定しました

平成 22 年度の保険料額が決定しましたので、7 月中旬に保険料額決定通知書や納付書を送付します。

新たに後期高齢者医療制度に加入した人については、これまで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や支払時期が違うことがありますので注意してください。

【保険料の納付方法】

●年金からの差引（特別徴収）

対象になる人…差引の対象となる年金が年額 18 万円以上の人で介護保険料と後期高齢者医療保険料とを合わせた金額がその年金額の半分以上を超えない人
（申請することで口座振替へ変更することができます）

●口座振替または納付書による納付（普通徴収）

対象になる人…①上の特別徴収対象要件に該当しない人
②特別徴収から口座振替へ納付方法の変更の申し出をした人
③平成 22 年 3 月以降に後期高齢者医療制度に加入した人

【保険料額の計算方法】後期高齢者医療保険料の計算方法

均等割額
【47,000 円】



所得割額
【（総所得金額等 - 33 万円）× 9.03%】

ご存じですか？障がい者の皆さんへの手当制度

在宅の重度障がい者に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としています。

[問] 福祉課 ☎ 63-1406

支 給 要 件

特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
20 歳以上の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする人。 ※ただし、次に当てはまる場合は手当の支給が受けられません。 ①手当を受ける人、または配偶者、および生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合。 ②障がい者が通所施設などを除く施設（例：老人ホームなど）に入所している場合。 ③障がい者が病院または診療所に 3 カ月以上入院した場合。	20 歳未満の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする人。 ※ただし、次に当てはまる場合は手当の支給が受けられません。 ①児童が通所施設、養護学校の寄宿舎を除く施設に入所している場合。 ②児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除きます。 ③児童の前年の所得や、児童の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合。	20 歳未満の身体または精神に中度以上の障がいを持つ児童を監護する父・母または父母に代わって児童を養育している人。 ※ただし、次に当てはまる場合は手当の支給が受けられません。 ①手当を受ける人または児童が日本に住んでいない場合。 ②児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合。 ③児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除きます。 ④手当を受ける人、または配偶者、および生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合。